



2025 年 7 月 22 日

各 位

会社名 株式会社くふうカンパニーホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役 穂田 誉輝
(コード番号：4376 東証グロース)
問合せ先 取締役兼執行役 菅間 淳
(TEL. 03-6264-2323)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社が 2025 年 3 月 28 日付「連結子会社の旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の連結子会社である株式会社くふう住まいコンサルティング（旧ハイアス・アンド・カンパニー株式会社。以下「KSC」といいます。）が、同社の元代表取締役らに対して損害賠償を請求する訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）について、2025 年 3 月 27 日に東京地方裁判所より判決（以下、「本判決」といいます。）を言い渡されております。会社法第 849 条第 1 項の規定に基づき、本訴訟に参加していた KSC の株主であった参加人により、本判決を不服とした控訴の提起がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴の提起がなされた裁判所および日付

- (1) 裁判所 東京高等裁判所
- (2) 控訴年月日 2025 年 4 月 16 日（控訴状受取日：2025 年 7 月 22 日）

2. 控訴を提起したものの概要

- (1) 控訴人 KSC の個人株主であった訴訟参加人
- (2) 所在地 東京都

3. 控訴の内容

- (1) 被控訴人ら（濱村氏、柿内氏、西野氏）は、KSC に対し、連帯して 643 百万円並びにこれに対する各時期から各支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被控訴人ら（濱村氏、川瀬氏、柿内氏）は、KSC に対し、連帯して 76 百万円並びにこれに対する各時期から各支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は第 1 審、第 2 審とも被控訴人らの負担とする。

4. 控訴が提起されるに至った経緯

KSC は、過去の不適切な会計処理の事実関係に関して、同社の元代表取締役らに対して、取締役としての善管注意義務に違反しているものと判断し、東京地方裁判所に 697 百万円を求める損害賠償請求の訴え（以下、「訴訟①」といいます。）を提起しておりました。

また、同社は、債務不存在確認訴訟に関する社内委員会及び第三者委員会の設置に係る費用等について、同社の元代表取締役らに対して、東京地方裁判所に 76 百万円を求める損害賠償請求の訴え（以下、「訴訟②」といいます。）を提起しておりました。

東京地方裁判所は、元代表取締役らに KSC に対して、訴訟①に関しては 356 百万円及び遅延損害金、訴訟②に関しては 39 百万円及び遅延損害金を支払うよう言い渡しましたが、控訴人は、この判決を不服として控訴を提起したものであります。

4. 今後の見通し

本件に関して、業績予想に与える影響も含めて、開示すべき事項が発生いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上